三六五の一、三六五の二、字長久保三九六の四、四一三の一、四一三の三、四一三の七、四一四の一、四一六の一、四一六の三、四一三の一、字大善作四五五、字入山四六八の三、四七三の二、四七七のイ、四七七のロ、四七八のイ、四七八のロ、四八〇のイ、四八〇のロ、四八一、四八二、四八三のロ、四九三のイ、四九三のロ、四九七の二、字大久保五一四の一、五一四のロ、五一五、五一六の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入山四九七の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県大町市八坂字曲り道一二六二の二・一二六四の二・一二八四の三から一二八四の六まで（以上六筆国有林）、一二六二の一、一二六四の一、一二八四の一、一二八四の二、一二八四の七から一二八四の九まで、字欠一二八七の二・一二八九の二から一二八九の五まで（以上五筆国有林）、一二八五、一二八七の一、一二八七の三、一二八八、一二八九の一、字社宮司一二八六、字宮ノ下欠一二九〇の二（国有林）、一二九〇の一、一二九一、字宮ノ欠一二九二、字向林一二九三の二から一二九三の五まで（以上四筆国有林）、一二九三の一、一二九九、字欠ノ上二二一〇の口、字栃ノ木一二四三の二・一二四三の四・一二四三の五（以上三筆国有林）、一二四三の一、一二四三の三、一二四三の六から一二四三の八まで、一二四三のイ、字五なんば二〇二四六の四（国有林）、二〇二四六の一、二〇二四六の二、二〇二四六の五、字田ノ入二〇三九四の二・二〇三九四の三・二〇三九五の三・二〇三九六の三（以上四筆国有林）、二〇二四九の一、二〇二四九の二、二〇二四九の五、二〇二四九の口、二〇三九四の一、二〇三九四の四から二〇三九四の六まで、二〇三九五の一、二〇三九五の二、二〇三九五の四、二〇三九五の五、二〇三九六の一、二〇三九六の二、二〇三九六の四、二〇三九六の五、字奥へび下二〇二五の三・二〇二五七の三・二〇二五八の三（以上三筆国有林）、二〇二五二の一、二〇二五三の一、二〇二五三の二、二〇二五四の一、二〇二五四の二、二〇二五五の一、二〇二五五の二、二〇二五六の一、二〇二五七の一、二〇二五七の二、二〇二五七の四、二〇二五七の五、二〇二五八の一、二〇二五八の二、二〇二五八の四、二〇二五八の五、字あそう平南二〇三九七の二（国有林）、二〇三九七の一、二〇三九七の三から二〇三九七の五まで、二〇三九七の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百九十三号

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第二十条第二項の規定に基づき、動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年六月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示

動力車操縦者養成所に関する告示（昭和三十五年運輸省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

表養成所名の項中「東武鉄道能力開発センター」を「東武鉄道株式会社鉄道事業本部鉄道乗務員養成所」に、「東京急行電鉄株式会社鉄道事業本部事業統括部東急教習所」を「東急教習所」に、「近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部運輸部教習所」を「近畿日本鉄道株式会社鉄道本部名古屋統括部運輸部教習所」に、「近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部大阪輸送統括部運輸部教習所」を「近畿日本鉄道株式会社鉄道本部大阪統括部運輸部教習所」に改め、同表所在地の項中「富山県富山市大町字道筬割二六九番地三」を「富山県富山市大町字道筬割一七六番地一」に改め、同表養成所の指定を受けた者の氏名又は名称及び住所の項中「東京都墨田区押上一丁目一〇番三号」を「千葉県市川市八幡三丁目三番一号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第四十五号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第八条の二、第二十条の三第二項及び第二十条の五の規定に基づき、並びに海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）を実施するため、本牧船舶通航信号所に関する告示（昭和四十九年海上保安庁告示第二十四号）の全部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から施行する。

海上保安庁長官　佐藤　雄二

平成二十七年六月二日

横浜海上保安部が運用する本牧船舶通航信号所及び同保安部が行う情報の提供等の方法に関する告示

（趣旨）

第一条　この告示は、横浜海上保安部（以下「保安部」という。）が運用する本牧船舶通航信号所（以下「信号所」という。）について周知するとともに、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号。以下「規則」という。）第八条の二の規定による指示の方法、第二十条の三第二項の規定による情報の提供の方法及び第二十条の五の規定による勧告の方法を定めることで、保安部が行う情報の提供、勧告及び指示の実効性を向上させ、もって、船舶の安全な航行に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　特定船舶　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号。以下「法」という。）第三十七条の三第一項に規定する特定船舶をいう。

二　準特定船舶　特定船舶以外の船舶であって、船舶自動識別装置を備えた船舶をいう。

三　航路　規則別表第二に掲げる京浜港の航路のうち横浜航路をいう。

（保安部が運用する信号所）

第三条　保安部が運用する信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　呼出名称　けいひんハーバーレーダー

二　位置　神奈川県横浜市（本牧ふ頭）（北緯三十五度二十六分二十秒東経百三十九度四十一分二十三秒）

三　業務開始年月日　昭和四十九年二月一日

（情報の提供）

第四条　前条の信号所を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　方法　船舶自動識別装置

二　内容　航路並びに横浜第一区、横浜第二区、横浜第三区（鶴見航路（規則別表第二に掲げる京浜港の鶴見航路をいう。）周辺水域を除く。）及び横浜第五区（それぞれ規則別表第一に掲げる京浜港の区域をいう。）における次の事項

イ　船舶の交通の制限又は禁止の状況

ロ　航行船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

ハ　航路標識の異常の状況

ニ　航行船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

ホ　その他船舶の航行の安全上必要な事項

三　通信の冒頭に冠する通信符号　INFORMATION